



埼玉県報

第 2 5 2 2 号
平成 2 5 年 8 月 3 0 日
金 曜 日

目 次

規則

- [職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則\(人事課\)](#)
- [職員の退職手当に関する規則\(人事課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(運転免許課\)](#)

管理規程

- [埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

告示

- [埼玉縣市町村電子申請サービス提供業務委託に関する契約の相手方等の公示\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [平成25年度クリーニング師試験に関する告示\(保健医療政策課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道川越越生線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷羽生線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷羽生線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道春日部松伏線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の手術器械運用管理システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の患者監視装置\(病棟用\)の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の内視鏡スコープ関連備品\(その1\)の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

課)

- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第10区\)の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第10区\)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第10区\)における開票の事務と選挙会の事務の合同\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第10区\)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(東第10区\)における選挙運動に関する支出金額の制限額\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県秩父県土整備事務所長告示第23号中訂正\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県秩父県土整備事務所長告示第24号中訂正\(秩父県土整備事務所\)](#)

規 則

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十四年埼玉県条例第五十八号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年十一月一日とする。

規 則

職員の退職手当に関する規則をここに公布する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十四号

職員の退職手当に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号。以下「条例」という。)の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第四条第一項第二号に掲げるその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者)

第二条 条例第四条第一項第二号に掲げるその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- 二 その他任命権者が知事の承認を得た者

(条例第五条第一項第五号に掲げる二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者)

第三条 条例第五条第一項第五号に掲げる二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で規則で定めるものは、二十五年以上勤続した者であつて、前条各号に掲げるものとする。

(定年前早期退職者の範囲等)

第四条 条例第五条の三に規定する規則で定める者は、二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者とする。

2 条例第五条の三に規定する規則で定める一定の期間は、定年に達する日以前の直近の四月一日までの期間とする。

3 条例第五条の三に規定する規則で定める年齢は、退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢とする。

4 条例第五条の三の規定により読み替えて適用する条例第四条第一項及び第五条第一項に規定する規則で定める割合は、百分の三(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が

一年である職員にあつては、百分の二）とする。

5 条例第五条の三の規定により読み替えて適用する条例第五条の二第一項各号に規定する規則で定める割合は、百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）とする。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の最高限度額を計算する場合に退職日給料月額に乘じる割合等）

第五条 条例第七条の三の規定により読み替えて適用する条例第七条に規定する規則で定める割合は、前条第四項に規定する割合とする。

2 条例第七条の三の規定により読み替えて適用する条例第七条の二各号に規定する規則で定める割合は、前条第五項に規定する割合とする。

附 則

この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8月30日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

埼玉県公安委員会規則第 6 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14の 4 中 「

 を 「

 に、「本籍・国籍」

を「本籍・国籍等」に、「その他の者は国籍」を「その他の者は国籍等」に改める。

別記様式第20中「本 籍」を「本籍・国籍等」に改める。

別記様式第20の 2 中「本籍」を「本籍・国籍等」に改める。

別記様式第24中「本籍」を「本籍・国籍等」に改める。

別記様式第25の 2 中

記載事項変更届	
本籍、住所、氏名等を変更する場合は、該当部分のみ記入してください。 (合併、市制、町制等により表示変更があった場合も記入してください。)	
本籍	

を

記載事項変更届	
本籍・国籍等、住所、氏名等を変更する場合は、該当部分のみ記入してください。 (合併、市制、町制等により表示変更があった場合も記入してください。)	
本籍・ 国籍等	

に改める。

別記様式第25の 2 の 2 中 「

 を 「

 に、

記載事項変更届	
本籍、住所、氏名等を変更する場合は、該当部分のみ記入してください。 (合併、市制、町制等により表示変更があった場合も記入してください。)	
本籍	

を

記載事項変更届	
本籍・国籍等、住所、氏名等を変更する場合は、該当部分のみ記入してください。 <small>(合併、市制、町制等により表示変更があった場合も記入してください。)</small>	
本籍・ 国籍等	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第九号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

九 新生児担当医手当

第十六条の次に次の一条を加える。

（新生児担当医手当）

第十六条の二 新生児担当医手当は、小児医療センター未熟児・新生児科に所属する医師が、新生児特定集中治療室に入院する新生児の診療業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務一件につき一万円とする。

附 則

この規程は、平成二十五年九月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県市町村電子申請サービス提供業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課住基ネット・電子申請担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年6月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 契約金額

28,322,520円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第千二百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年八月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人むつわ会
- 三 代表者の氏名
宇都宮 賢一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県白岡市西六丁目八番二十二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、特に知的障害を持つ方たちに、住み慣れた地域において障害者本人の意向を十分に尊重し生き生きとした日常生活を過ごせるグループホームを提供し、また、地域を通じて多くの知的障害の方に積極的に社会参加が出来るゆたかな社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
デイサービス 明日の詩	春日部市緑町3-4-12	株式会社 クリーンバルブ工業	介護予防通所介護	平成25年8月1日
GENKI NEXT 行田城西	行田市城西2-7-39パークフロントA102	株式会社 K's	通所介護 介護予防通所介護	平成25年7月1日
医療法人社団白報会 居宅介護支援事業所しらこぼと入間	入間市豊岡5-1-9セントラル入間2階C号	医療法人社団白報会	居宅介護支援	平成25年7月1日
医療法人社団白報会 訪問介護ステーションしらこぼと入間	入間市豊岡5-1-9セントラル入間2階C号	医療法人社団白報会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年7月1日
コスモス介護支援サービス	富士見市西みずほ台1-5-1	合同会社コスモス介護支援サービス	居宅介護支援	平成25年8月1日
ウエルシア薬局富士見鶴瀬東店	富士見市鶴瀬東2-7-43	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
ウエルシア薬局富士見東みずほ台店	富士見市東みずほ台1-10-11	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
さいたま往診クリニック	富士見市鶴瀬東1-6-11鶴瀬SSビル1階B	林 智 彦	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年5月1日
フォレストデンタルクリニック鴻巣	鴻巣市東2-1-8 1階	医療法人社団デンタルケアコミュニティ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年6月1日
さやまだい健康ハーフデイ	狭山市狭山台4-35-21	カルミアプラス株式会社	通所介護 介護予防通所介護	平成25年7月1日
健康ハーフデイわらび	蕨市北町1-9-12サンマルタ 101	株式会社 OK	通所介護	平成25年7月4日

			介護予防通所介護	
医療法人社団白報会 訪問介護ステーションしらこぼと所沢	所沢市松葉町17-15ニューアーバン第一ビル3階	医療法人社団白報会	訪問介護 介護予防訪問介護	平成25年7月1日
ウエルシア薬局吉川栄店	吉川市栄町845-1	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
リハビリデイサービス ヒノデ	所沢市西所沢2-8-18	株式会社ヒノデ	通所介護 介護予防通所介護	平成25年7月1日
ふるさとホーム朝霞	朝霞市根岸台7-857-1	株式会社ヴァティー	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成25年7月1日
ウエルシア薬局朝霞根岸台店	朝霞市根岸台6-8-57	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
朝霞はなぞの薬局	朝霞市溝沼760	有限会社はなぞの薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
ウエルシア川口芝薬局	川口市芝3-12-1	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
ウエルシア薬局川口栄町店	川口市栄町1-19-15	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
ウエルシア薬局川口領家店	川口市領家3-4-16	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日

ウエルシア薬局川口北園店	川口市北園町1-1-0	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局川口伊刈店	川口市伊刈5-1-0-1	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局川口芝樋ノ爪店	川口市芝樋ノ爪1-7-5-2	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局川口峯店	川口市峯9-2-9-1	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
シルバータウンやしお	八潮市八條9-0-1	英和株式会社	特定施設入居者生活介護	平成25年7月4日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
ナガタ薬局深谷上野台店	深谷市上野台2-8-7-0-2	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局花園店	深谷市荒川4-4-0	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイ・サロンたんぽぽ	大里郡寄居町寄居8-8-7-1	有限会社介護サービスたんぽぽ	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
クラフトさくら薬局狭山店	狭山市祇園1-7-2-6	クラフト株式会社	居宅療養管理指導	平成25年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局坂戸柳町店	坂戸市柳町1-5-2-2	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日

			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア坂戸南口薬局	坂戸市緑町7-8	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
ウエルシア薬局坂戸浅羽野店	坂戸市浅羽野1-2-1	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
ウエルシア薬局北坂戸店	坂戸市芦山町13-4	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
チェリーヒルズ北本 デイサービスセンター	北本市石戸5-143-1	社会福祉法人松川会	通所介護 介護予防通所介護	平成25年8月1日
ウエルシア薬局プラザ北本店	北本市二ツ家4-88-7	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日
小規模多機能型居宅介護 えがお	三郷市早稲田3-26-9	医療法人財団アカシア会	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成25年5月1日
デイサービスおたっしゃくらぶ	三郷市三郷2-2-2三郷医療介護ビル401	株式会社介護ぶれーん	通所介護 介護予防通所介護	平成25年6月1日
ケミスト薬局上尾店	上尾市愛宕3-9-25	クラフト株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年8月1日
ウエルシア秩父影森薬局	秩父市大字上影森字原306	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成25年7月1日

ウエルシア秩父宮地薬局	秩父市上宮地町26-15	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
あい薬局氷川店	草加市氷川町171-5	株式会社富士薬品	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
リハガーデンてくてく	児玉郡上里町勅使河原1313-7	一般社団法人新家	通所介護	平成25年6月1日
			介護予防通所介護	
鶴ヶ島ナーシングホーム デイサービスセンター	鶴ヶ島市上広谷60-13	医療法人恵雄会	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
居宅介護支援事業所 がじゅまるの木	越谷市大澤3-23-6	株式会社福祉保育グループ	居宅介護支援	平成25年8月1日
居宅介護支援事業所 さとうきび畑	北葛飾郡松伏町築比地46-2	株式会社福祉保育グループ	居宅介護支援	平成25年4月1日
ウエルシア薬局飯能柳町店	飯能市柳町15-6	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
介護予防デイサービス お元気倶楽部	所沢市小手指町4-10-10ピュア小手指3号	株式会社ウェルネスケア	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
リハビリデイサービスやまざき	比企郡吉見町山ノ下886	合同会社山崎	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
ウエルシア児玉薬局	本庄市児玉町吉田林380-1	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
GENKI NEXT 本庄児玉	本庄市児玉町児玉2497-1	株式会社UMS	通所介護	平成25年6月1日

			介護予防通所介護	
アースサポート越谷	越谷市南越谷3-18-12	アースサポート株式会社	訪問入浴介護	平成25年7月1日
			介護予防訪問入浴介護	
デイサービス千代の夢 飛鳥	越谷市袋山249-8	株式会社飛鳥	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
飛鳥 ケアプラン	越谷市袋山249-8	株式会社飛鳥	居宅介護支援	平成25年8月1日
木下の介護 越谷	越谷市平方2162-8	株式会社木下の介護	通所介護	平成25年8月1日
			介護予防通所介護	
あらはた居宅介護支援事業所	所沢市荒幡1038-10	株式会社SCL	居宅介護支援	平成25年4月1日
さくら薬局所沢店	所沢市東町12-38	クラフト株式会社	居宅療養管理指導	平成25年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
さくら薬局所沢若狭店	所沢市若狭2-1674-19	クラフト株式会社	居宅療養管理指導	平成25年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
さくら薬局所沢東口店	所沢市北秋津754	クラフト株式会社	居宅療養管理指導	平成25年8月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
茶話本舗デイサービス西所沢	所沢市久米1297-3	株式会社フリーエージェント	通所介護	平成25年8月1日
ウエルシア薬局蓮田黒浜店	蓮田市大字黒浜字椿山2811-28	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年7月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
訪問看護ステーションけあビジョン蓮田	蓮田市東6-2-11 曾田ビル2階	株式会社ビジュアルビジョン	訪問看護	平成25年7月1日

			介護予防訪問看護	
東 所 沢 整 形 外 科	所 沢 市 東 所 沢 1 - 1 8 - 5	医 療 法 人 社 団 淳 心 会	訪問リハビリテーション	平成 25 年 8 月 15 日
			介護予防訪問リハビリテーション	
春 日 部 ク リ ニ ッ ク	春 日 部 市 中 央 1 - 1 4 - 8 エ タ ー ナ ル 春 日 部 2 0 2	医 療 法 人 財 団 コ ン フ ェ ー ト	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 8 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
茶 話 本 舗 デ イ サ ー ビ ス 八 木 崎	春 日 部 市 栄 町 1 - 4 5 9 ク ロ ー バ ー K 1 階	株 式 会 社 ウ ェ ル オ フ	通 所 介 護	平成 25 年 8 月 1 日
フ ィ ッ ト ネ ス デ イ リ ズ ム	春 日 部 市 谷 原 3 - 1 8 - 3	株 式 会 社 ラ イ ズ	通 所 介 護	平成 25 年 8 月 1 日
			介護予防通所介護	
ウ エ ル シ ア 薬 局 東 松 山 砂 田 店	東 松 山 市 砂 田 町 1 - 5	ウ エ ル シ ア 関 東 株 式 会 社	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 7 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウ エ ル シ ア 薬 局 東 松 山 六 軒 町 店	東 松 山 市 六 軒 町 1 8 - 8	ウ エ ル シ ア 関 東 株 式 会 社	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 7 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
だ ん ら ん の 家 川 口 鳩 ヶ 谷	川 口 市 三 ツ 和 1 - 2 8 - 1	株 式 会 社 埼 玉 介 護 シ ス テ ム ズ	通 所 介 護	平成 25 年 8 月 2 日
ふ れ あ い 薬 局	八 潮 市 中 央 1 - 8 - 4 恩 田 ビ ル 1 0 1	株 式 会 社 あ さ ひ 調 剤	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 25 年 7 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
ク イ ー ズ ビ ラ 地 域 密 着 型 認 知 症 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	熊 谷 市 太 井 1 7 7 7 - 1	社 会 福 祉 法 人 熊 谷 福 祉 の 里	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	平成 25 年 4 月 1 日
			介護予防認知症対応型通所介護	
ケ ア ハ ウ ス 彩 光 苑	春 日 部 市 内 牧 3 1 4 9	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 済 生 会 支 部 埼 玉 県 済 生 会	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	平成 25 年 4 月 1 日
			介護予防特定施設入居者生活介護	

告 示

埼玉県告示第千二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
一般社団法人 東入間医師会訪問看護ステーション	名 称	社団法人東入間医師会訪問看護ステーション	一般社団法人東入間医師会訪問看護ステーション	介 護 予 防 訪 問 看 護
				訪 問 看 護
リハビリ看護センター フロンティア	所 在 地	久喜市栗原 3 - 1 1 - 6	久喜市栗原 4 - 1 - 1 7	介 護 予 防 訪 問 看 護
				居 宅 介 護 支 援
				訪 問 看 護
ロイヤル・ヘルスケア	所 在 地	比企郡川島町大字伊草 9 7 - 5	所 沢 市 旭 町 7 - 9	特 定 福 祉 用 具 販 売
				特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売
				介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与
				福 祉 用 具 貸 与
デ イ サ ー ビ ス 東 所 沢	名 称	茶話本舗デイサービス東所沢	デ イ サ ー ビ ス 東 所 沢	通 所 介 護

告 示

埼玉県告示第千二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
薬 局 高 坂	東 松 山 市 西 本 宿 1 6 9 5 - 2	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 25 年 6 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
デ イ サ ー ビ ス 東 所 沢	所 沢 市 東 所 沢 3 - 1 0 - 1 3	通 所 介 護	平 成 25 年 8 月 1 日

告 示

埼玉県告示第千二百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
さいたま往診クリニック	林 智 彦	富士見市鶴瀬東1-6-11 鶴瀬SSビル1階B	平成25年5月1日
藤沢耳鼻咽喉科医院	医療法人社団 穂高	入間市下藤沢4-2-6	平成25年6月1日
新田クリニック	新 田 昭 彦	戸田市喜沢南2-7-14	平成25年8月1日
医療法人社団 世中会 児玉クリニック	医療法人社団 世中会	三郷市三郷2-11-5 グリーンパーク三郷1階	平成25年7月1日
篠田中央クリニック	医療法人 一樹会	富士見市鶴瀬東1-8-19	平成25年7月1日
西 谷 医 院	西 谷 一 晃	和光市白子2-22-10	平成25年7月1日
医療法人社団 栄美会 黄川田医院	医療法人社団 栄美会	春日部市小湊6-90-2	平成25年8月1日
春日部クリニック	医療法人財団 コンフォート	春日部市中央1-14-8 エターナル春日部202号室	平成24年8月1日
春日部眼科	菊 池 英 貴	春日部市下柳420-1 イオンモール春日部1階	平成25年3月1日
鶴瀬らいおん歯科	古 市 知 三	富士見市羽沢1-31-3 本邑ビル2階	平成25年7月1日
友原歯科医院	友 原 準 之 介	朝霞市三原5-10-69	平成25年8月1日
たな歯科クリニック	棚 池 亮 太	坂戸市末広町2	平成25年8月1日
村木歯科医院	村 木 太	草加市谷塚町707-20	平成25年6月21日
アクア薬局 千間台店	KYメディカル 株式会社	越谷市千間台西4-19-37	平成25年7月1日
明 倫 堂 薬 局	イントロン 株式会社	川口市三ツ和1-27-9	平成25年7月1日
桑 沢 薬 局	桑 沢 進 一 郎	蕨市塚越6-14-5	平成25年7月1日
こ ば と 薬 局	伸 和 株 式 会 社	草加市谷塚1-20-15	平成25年8月1日

ローソクオール薬局 三郷谷中店	クオール株式会社	三郷市谷中 3 7 5	平成 25 年 7 月 1 日
ドラッグセイムス中宗岡 1 丁目薬局	株式会社 富士薬品	志木市中宗岡 1 - 9 - 3 7	平成 25 年 8 月 1 日
株式会社 飛鳥薬局 志多見店	株式会社 飛鳥薬局	加須市志多見 4 3 6 - 5	平成 25 年 8 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
宮川 毅士		日向接骨院	春日部市南 5 - 5 - 6 7 サザンビル 1 F B - 3	平成 25 年 7 月 3 日
清水 正芳		あさがお接骨院	比企郡川島町上伊草 1 6 1 6 - 1	平成 25 年 7 月 20 日
堀口 雅教		ほりぐち整骨院	北足立郡伊奈町学園 2 - 1 7 8 - 4 INAWING 5 A	平成 25 年 7 月 1 日
矢島 淳		矢島整骨院	越谷市弥十郎 1 9 9 - 1	平成 25 年 9 月 1 日
田中 礼三奈		矢島整骨院	越谷市弥十郎 1 9 9 - 1	平成 25 年 9 月 1 日
荒井 歩		まごころベルマッサージ治療院	新宿区西新宿 5 - 1 8 - 2 2 フォレスト 2 3 階	平成 25 年 5 月 17 日
辻 智樹		鍼灸院 十門	川越市脇田本町 1 5 - 2 0 モナーク川越 2 0 3	平成 25 年 6 月 1 日
棚澤 沙織		はっとりはりきゅう接骨院(日進院)	さいたま市北区日進町 2 - 1 1 0 0	平成 25 年 6 月 24 日
井上 祐一		中央在宅マッサージ	所沢市東所沢 1 - 3 - 1 並木ビル 3 0 1	平成 25 年 6 月 1 日
尾関 昌義		中央在宅マッサージ	さいたま市緑区東浦和 4 - 2 - 2 クレセントビル 3 0 6	平成 25 年 6 月 1 日
山田 喜美子		訪問鍼灸マッサージ院 きみちゃん	北本市東間 5 - 9 0 サンマンション北本 2 - 1 2 1 3	平成 25 年 8 月 1 日
齋藤 努		中央在宅マッサージ	所沢市東所沢 1 - 3 - 1 並木ビル 3 0 1	平成 25 年 6 月 1 日

関口 尚史		セリオ治療院	本庄市児玉町児玉2439-3シルベリータウンK号棟	平成25年8月1日
安達 陽季		中央在宅マッサージ	さいたま市緑区東浦和4-2-2クレセントビル306	平成25年8月1日
下田 頼和		株式会社有絵訪問マッサージあるえ	足立区花畑1-7-1-203	平成25年9月1日

告 示

埼玉県告示第千二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
クオール薬局 蓮田店	名 称	蓮 田 調 剤 薬 局	クオール薬局 蓮田店
さくら薬局 北本石戸宿店	名 称	セ ン ト ラ ル 薬 局	さくら薬局 北本石戸宿店

告 示

埼玉県告示第千二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ちよだ薬局	本庄市千代田 1 - 5 - 5	平成 25 年 8 月 1 日
西谷医院	和光市白子 2 - 2 2 - 1 0	平成 25 年 6 月 30 日
藤沢耳鼻咽喉科 気管食道科医院	入間市下藤沢 4 2 6	平成 25 年 5 月 31 日
村木歯科医院	草加市谷塚町 7 0 7 - 2 0	平成 25 年 6 月 20 日
いおり歯科医院	富士見市羽沢 1 - 3 1 - 3 本邑ビル 2 0 1	平成 25 年 6 月 30 日
篠田中央クリニック	富士見市鶴瀬東 1 - 7 - 8	平成 25 年 6 月 30 日
いるか薬局 羽生店	羽生市南 4 - 1 - 6	平成 25 年 7 月 1 日
薬局高坂	東松山市西本宿 1 6 9 5 - 2	平成 25 年 6 月 30 日
児玉クリニック	三郷市三郷 2 - 1 1 - 5 グリーンパーク三郷 1 階	平成 25 年 6 月 30 日
医療法人悠仁会 新田クリニック	戸田市喜沢南 2 - 3 - 9	平成 25 年 7 月 10 日
桑沢薬局	蕨市塚越 6 - 1 4 - 6	平成 25 年 6 月 30 日

二 指定施術者

氏 名	住 所	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
川田 陽一		川田接骨院	桶川市東 1 - 5 - 1 7	平成 25 年 7 月 10 日
岸本 哲弥		創健堂接骨院	草加市金明町 2 7 0 - 2 0	平成 25 年 4 月 30 日

告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医 療 法 人 社 団 仁 心 内 科 ク リ ニ ッ ク	三 郷 市 戸 ケ 崎 1 - 6 3 1 - 4	平 成 2 5 年 9 月 1 日
な が た デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	川 口 市 芝 中 田 1 - 1 - 4 芝 田 屋 ビ ル 1 0 1 号 室	平 成 2 5 年 8 月 3 1 日

告示

埼玉県告示第千二百五十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十五年 十一月七日（木）	埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館 埼玉県川越市大字南大塚千五百八 川越少年刑務所

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十五年十月一日（火）から十月三日（木）まで
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十五年十月三日までの消印のあるものに限る。

二 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十五年十二月十三日（金）及び十六日（月）午前十時から午後五時
まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十五年十二月十三日（金）午前十時から平成二十六年一月十四日（火）
午後五時まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 一九 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

本庄市仁手一千七百八十一番地 他二十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一千五百三十七・〇一立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二百六十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一一 二九 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

児玉郡上里町大字勅使河原字原耕地九百九十二 三 他

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千五百十五立方メートル

告示

埼玉県告示第千二百六十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇二二 一四 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市国済寺四百二十六 一他十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百十七・六七立方メートル

浸透効果量 〇・一九一六立方メートル毎秒

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

<p>路線名</p>	<p>さいたま鳩ヶ谷線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>川口市桜町五丁目一〇四番二地先から 同市桜町六丁目一八二一番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十五年八月三十日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十三年二月一日付け、埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号及び平成二十三年三月十五日付け、さいたま県土整備事務所長告示第十二号で区域変更した区間の一部供用開始。</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越越生線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	人間郡毛呂山町大字川角字数馬 前六九八番三地先から同郡同町 大字川角字西原二三番一地先ま	区 間
九・七九 二一・〇〇	七・六〇 九・五五	敷地の幅員 (メートル)
三六五・九八		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事・交差点整備工 事合併による。		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字荒木字根岸 四八九五番二地先まで</p>	<p>行田市大字荒木字根岸 四八九六番地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一五・八〇 〽二六・六四</p>	<p>七・三〇 〽一八・四〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三六・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う橋梁復旧</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>熊谷羽生線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字荒木字根岸 四八九六番地先から 同市大字荒木字根岸 四八九五番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年八月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う 武蔵水路改築工事に伴う橋梁復 旧。 平成二十五年八月三十日付け埼 玉県行田県土整備事務所長告示 第十九号で告示した道路区域の 供用開始である。 延長三六・〇〇メートル。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 春日部松伏線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>同市大字藤塚字荻原一六二〇番六地先まで</p>	<p>春日部市大字藤塚字荻原一五八四番三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>九・七〇 九・九〇</p>	<p>八・三〇 八・六五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三八・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月二十日

指令川建セ第二四 一六七一号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十三日

川建セ第二五 六五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字奥田字比砂田二八七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字奥田三九六番地三

戸口嘉浩

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月三十日

指令川建セ第二四 一五九一号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十七日

川建セ第二五 五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字増尾字八幡台一九八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字大塚二 九番地一

高梨 康彦

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年六月二十一日

指令川建セ第二五 二九 号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十七日

川建セ第二五 六二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字色原一五五番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市南町三五番一一号 ビヤンフェ・デュ・ソレイユ一

川田一広

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年八月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

指 定 番 号	指定道路の種類	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	指定道路の延長 (単位メートル)	指定道路の幅員 (単位メートル)
一〇五号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	平成二十五年八月 三十日	埼玉県東松山市大字高坂七百七十二 四先から埼玉 県東松山市大字高坂千七百七十一 六先まで 埼玉県東松山市大字高坂千七百七十二 六先から埼玉県 東松山市大字高坂千七百六十七 一先まで 埼玉県東松山市大字高坂七百八十六 一先から埼玉県 東松山市大字高坂七百九十五先まで 埼玉県東松山市大字高坂千三十一 四先から埼玉県東 松山市大字高坂千二百九十九 三先まで 埼玉県東松山市大字高坂八百六十四 一先から埼玉県 東松山市大字高坂九百十六 一先まで 埼玉県東松山市大字高坂八百五十四先から埼玉県東松 山市大字高坂八百五十六 一先まで 埼玉県東松山市大字高坂九百十七 一先から埼玉県東 松山市大字高坂九百二十一 一先まで 埼玉県東松山市大字高坂七百八十三 六先から埼玉県 東松山市大字高坂八百三十一 一先まで 埼玉県東松山市大字高坂八百二十四先から埼玉県東松 山市大字高坂八百二十五先まで 埼玉県東松山市大字高坂八百五十六 一先から埼玉県 東松山市大字高坂八百五十六 一先まで	六百七十一・六七メー トル 二百十七・七八メー ル 五十五・一六メートル 百二十七・六〇メー ル 百十四・二四メートル 四十・〇〇メートル 百二十一・二五メー ル 八十四・四四メー トル 六十八・八〇メー トル 四十六・八一メー トル	十六・〇〇から十七・ 五〇メートル 十二・〇〇から十五・ 五〇メートル 十二・〇〇から十五・ 五〇メートル 十一・〇〇から十五・ 五〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 四・〇〇メートル 四・〇〇メートル 四・〇〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年三月二十一日

指令越建セ第二四〇〇八四〇号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十三日

越建セ第二三一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四百六十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市緑町三丁目五番十号 プリムヴェール三〇三号

米田 健二

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年八月九日

指令越建セ第二四〇〇一八五号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十二日

越建セ第二二九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七百五十八番二十二（第十七工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

株式会社太平 代表取締役 平子繁

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年六月二十日

指令越建セ第二五〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十二日

越建セ第二三〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛土地区画整理事業地内六十四・六十五街区（保留地）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市下三俣三百七十二番

株式会社 東武ニューハウス 代表取締役 関根 勇

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年八月九日

指令越建セ第二四〇〇一八五号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十二日

越建セ第二三四一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七百五十八番二十六

(第二十一工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

株式会社太平 代表取締役 平子繁

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年六月二十一日

指令越建セ第二五〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十七日

越建セ第二四〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字上河原五十二番三、五十三番、五十四番一、

五十四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六番一一号

一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年七月十二日

指令越建セ第二五〇〇三一号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十七日

越建セ第二四二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松五丁目二百三十七番一、二百三十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番十五号

山崎建設株式会社 代表取締役 山崎 勝

告 示

埼玉県病院事業告示第八十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
手術器械運用管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 6 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イノメディックス
東京都文京区小石川四丁目 17 番 15 号
- 5 落札金額
93,187,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 5 月 14 日

告 示

埼玉県病院事業告示第八十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
患者監視装置（病棟用） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 8 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
フクダ電子西関東販売株式会社
埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目 5 番 10 号
- 5 落札金額
31,289,895 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 6 月 18 日

告 示

埼玉県病院事業告示第八十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
内視鏡スコープ関連備品（その1） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社
東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
- 5 落札金額
112,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年6月28日

告 示

埼玉県選管告示第八十七号

埼玉県議会議員補欠選挙（東第十区）を次により行う。

平成二十五年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 選挙期日 平成二十五年九月八日

二 選挙すべき議員数 一人

告 示

埼玉県選管告示第八十八号

平成二十五年九月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第十区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十五年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

選挙長

埼玉県八潮市大字古新田千五十番地一

三ヶ島 三郎

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県八潮市大字大曾根四百八十番地

昼間 悦子

告 示

埼玉県選管告示第八十九号

平成二十五年九月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第十区）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十五年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

告 示

埼玉県選管告示第九十号

平成二十五年九月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第十区）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十五年八月三十日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第九十一号

平成二十五年九月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第十区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十五年八月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

九、四六三、 円

正 誤

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十三号（平成二十五年七月二十六日第二千五百十二号）中訂正

ページ 行
二 表中

誤

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧 A	秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二 地先から同市下吉田字矢畑山五八八 二番一〇地先まで	七・五〇〇～二六・六〇	二二三・〇〇	平成二十五年五月二十 一日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示第 十六号で告示した道路 改良工事に伴う仮設道 路の変更である。
新 A	秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二 二番一〇地先まで	七・五〇〇～二六・六〇	二二三・〇〇	
新 B	秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二 地先から同市下吉田字矢畑山五八八 二番一〇地先まで	四・〇〇〇～二二・六六	三七九・〇〇	

正

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧 A	秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二 地先から同市下吉田字矢畑山五八八 二番一〇地先まで	七・五〇〇～二六・六〇	二二三・〇〇	平成二十五年五月二十 一日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示第 十六号で告示した道路 改良工事に伴う仮設道 路の変更である。
旧 B	秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二 地先から同市下吉田字矢畑山五八八 二番一〇地先まで	四・〇〇〇～二二・六六	三七四・〇〇	
新 B	秩父市上吉田字石間戸一六番地先か ら同市上吉田字石間戸一三番一地先 まで	四・〇〇〇～四・四七	一一二・〇〇	
新 C	秩父市上吉田字石間戸一六番地先か ら同市上吉田字石間戸一三番一地先 まで	四・〇〇〇～四・四七	一一二・〇〇	

正 誤

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十四号（平成二十五年七月二十六日第二千五百十二号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

秩父市下吉田字矢畑山八八八三番二地先から
同市下吉田字矢畑山五八八二番一〇地先まで

正

秩父市上吉田字石間戸一六番地先から
同市上吉田字石間戸一三番一地先まで

ページ 表中 行

二 備考 前から八行目

誤

延長三七九・〇〇メートル

正

延長一一二・〇〇メートル